

令和 6 年度第 3 回

名古屋市都市計画審議会

議事録

名古屋市都市計画審議会

名古屋市都市計画審議会議事録

1 日時 令和7年1月29日(水) 午前9時30分～午前11時15分

2 場所 名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

3 委員の定数、出席委員数及び出席者氏名

委員の定数 19名

出席委員数 16名

出席者氏名

(会長) 森 川 高 行

(委員) 伊 藤 亘 杉 原 尚 子

田 中 淳 子 田 中 豊

服 部 明 彦 服 部 敦

原 田 守 博 松 本 幸 正

吉 田 輝 美 吉 永 美 香

田 邊 雄 一 長谷川 由美子

松井 よしのり 鈴 木 孝 之

野 村 喜 之 (代 理 奥 田 博 也)

(事務局幹事) 山 下 直 人 坂 本 敏 彦

高 山 直 明 阿 部 将 志

森 本 恭 行 江 口 周

下 村 明 可 伊 東 秀 晃

鈴 木 淳

(書記) 高 橋 治 光

4 傍聴者の人数 0名

5 議題及び会議の公開・非公開の別

(1) 都市計画案件

第 4号議案	名古屋都市計画区域区分の変更について(付議)	[公開]
第 5号議案	名古屋都市計画用途地域の変更について(付議)	[公開]
第 6号議案	名古屋都市計画特別用途地区の変更について(付議)	[公開]
第 7号議案	名古屋都市計画高度地区の変更について(付議)	[公開]
第 8号議案	名古屋都市計画特定用途誘導地区の変更について(付議)	[公開]
第 9号議案	名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(付議)	[公開]
第10号議案	名古屋都市計画風致地区の変更について(付議)	[公開]
第11号議案	名古屋都市計画緑化地域の変更について(付議)	[公開]
第12号議案	名古屋都市計画地区計画の変更(平田地区計画)について(付議)	[公開]

(2) 諮問案件

第13号議案	名古屋市都市計画マスタープラン2030 地域別構想 金山編(案)について(諮問)	[公開]
第14号議案	なごや集約連携型まちづくりプラン(立地適正化計画)の 変更について(諮問)	[公開]

6 議事の概要

午前 9 時 30 分開始

都市計画課長 定刻少し前ではございますけども、委員の皆様おそろいになられましたので、
(幹 事) ただいまから令和 6 年度第 3 回の名古屋市都市計画審議会を開催いたします。

私は名古屋市都市計画審議会の事務局幹事で、住宅都市局都市計画部都市計画課長の森本でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日、委員の皆様、お 1 人 1 台ずつ、お手元にタブレット端末をご用意させていただいております。タブレット端末に不具合が生じた場合には、お近くの職員にお声掛けいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開について確認いたします。

本日の会議は、内容に非公開情報を含んでいないことから、名古屋市情報公開条例第 36 条に基づき、公開とさせていただきます。

続きまして、臨時委員のご紹介をいたします。

本日は臨時委員として、愛知県警察本部交通部長の野村喜之委員の代理で、交通規制課調査官の奥田博也様にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

本日、住宅都市局長は所用により欠席しておりますため、事務局を代表しまして、山下住宅都市局都市整備担当局長よりご挨拶申し上げます。

住宅都市局
都市整備担当局長
(幹 事)

はい。

皆さん、おはようございます。

名古屋市住宅都市局都市整備担当局長の山下でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また大変お寒い中、本審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

僭越ではございますが、審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先日、1 月 13 日に南海トラフ地震臨時情報が出されまして、結果的には大きな影響はございませんでしたが、巨大地震への備えの必要性を改めて実感したところでございます。

また、昨年の元旦に起きた能登半島の大地震では、名古屋市からも発災直後から、職員の派遣と順次支援を行っているところではございますが、未だ復興への取り組みも道半ばであり、避難生活を余儀なくされる方々も、まだまだ大勢いらっしゃいます。

震災の危険性のみならず、その後の復興には相当の時間を要することを改めて実感しているところであり、近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するために、災害リスクを踏まえたまちづくりの重要性も再認識したところでございます。

さて、本日ご審議いただきますのは、案件 1「土地利用計画の見直しについて」、案件 2「平田地区について」、案件 3「名古屋市都市計画マスタープラン 2030 地域別構想 金山編(案)について」、案件 4「なごや集約連携型まちづくりプラン(立地適正化計画)の変更について」の 4 件でございます。

本市におきましては、名古屋市都市計画マスタープラン 2030 に掲げる「集約

連携型都市構造」の実現に向けた取り組みを進めているところでございます。

ご審議いただく「土地利用計画の見直し」および「なごや集約連携型まちづくりプラン（立地適正化計画）の変更」につきましては、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、見直しを進めていくものでございます。

また、名古屋城と熱田神宮を結ぶ歴史的な都市軸上に位置する金山地区につきましては、名古屋駅・栄地区に続きます第3の新たな拠点としてまちづくりを進めております。地域別構想“金山編”につきましては、今後の金山のまちづくりの方針となるものであり、市民意見や第2回の当審議会においての委員の皆様方からいただきました意見を踏まえまして、一部修正を加えさせていただきましたので、改めてご確認いただければと存じます。

それでは、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

都市計画課長（幹事） それでは、名古屋市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議長 名古屋大学の森川です。議長を務めさせていただきます。
議事に入ります前に、本日の定足数について、書記に報告を求めます。

書記 定足数について、ご報告申し上げます。
本日の定数は、臨時委員を含めまして、**19**名でございます。
このうち、ただいまご出席いただいております委員は **16** 名で半数以上となっております。
したがって、本審議会は定足数を満たしております。
以上、ご報告申し上げます。

議長 お聞きいただきましたとおり、本日の会議は成立しております。
次に、本日の議事録署名者を定めたいと思います。
議事録署名者は、毎回、委員名簿の順番で、学識経験者と市会議員の方々から**1**名ずつお願いしております。
そこで、学識経験者の方につきましては杉原委員に、市会議員の方につきましては松井委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

両委員 （了承）

議長 なお、議事録には、発言いただいた委員のお名前を明記しない取り扱いとなっておりますので、名前の明記を希望される方は、発言する際にその旨言っていただくようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、(1) 都市計画案件として第4号議案から第12号議案の9議案を、(2) 諮問案件として第13号議案と第14号議案の2議案を予定しております。

これらの議事の進め方ですが、事前に事務局から提案があると聞いております

ので、説明を受けたいと思います。

都市計画課長 それでは、本日の議事進行について、ご提案させていただきます。

(幹 事) 右上に「案件概要」と記載してある資料をご覧ください。

関連する議題につきましては、同一案件として整理しております。

本日、審議をお願いします案件は、「1 土地利用計画の見直しについて」、「2 平田地区について」、「3 名古屋市都市計画マスタープラン 2030 地域別構想 金山編(案)について」、「4 なごや集約連携型まちづくりプラン(立地適正化計画)の変更について」の4件でございます。

案件概要に記載されています通り、まず案件1「土地利用計画の見直しについて」をご説明・ご審議いただきまして、第4号議案から第11号議案についてご議決を、次に、案件2「平田地区について」を説明・ご審議いただき、第12号議案についてご議決をお願いしたいと存じます。

続いて、諮問案件として、案件3「名古屋市都市計画マスタープラン 2030 地域別構想 金山編(案)について」を説明・ご審議いただき、第13号議案についてご意見を、次に案件4「なごや集約連携型まちづくりプラン(立地適正化計画)の変更について」を説明・ご審議いただき、第14号議案について、ご意見をいただきたいと存じます。

以上、本日の議事進行について、ご提案させていただきました。いかがでしょうか。

議 長 ただいまの事務局からの提案について、円滑な議事の進行のため、これを採用したいと思いますが、委員の皆様、異議はございませんでしょうか。

委 員 一 同 (異議なし)

議 長 それでは、事務局の提案に従いまして、議事を進めます。

それでは、案件1「土地利用計画の見直しについて」に係る第4号議案から第11号議案を議題とします。

幹事の説明を求めます。

都市計画課長 それでは、案件1「土地利用計画の見直し」についてご説明いたします。

(幹 事) 本件に関連する議案は、第4号議案「名古屋都市計画 区域区分の変更」、第5号議案「名古屋都市計画 用途地域の変更」、第6号議案「名古屋都市計画 特別用途地区の変更」、第7号議案「名古屋都市計画 高度地区の変更」、第8号議案「名古屋都市計画 特定用途誘導地区の変更」、第9号議案「名古屋都市計画 防火地域及び準防火地域の変更」、第10号議案「名古屋都市計画 風致地区の変更」、第11号議案「名古屋都市計画 緑化地域の変更」それぞれ付議させていただいてございます。

議案資料としましては、説明資料の後につけさせていただいておりますけれども、非常に多くの議案が関連しますので、議案資料一覧に記載の通り、8号議案

を除く、4号から7号及び9号から11号議案に関わる総括図を議案資料の先頭につけさせていただいております。

以降に、資料番号4-1、5-1、6-1、7-1の各計画書、8-1および8-2は、特定用途誘導地区の計画書および総括図、9-1、10-1、11-1の各計画書でございます。

また、A4横の計画図を別綴じにしており、インデックスをつけさせていただいておりますが、まず、4号から7号および9号から11号議案に関わる計画図となっております。こちらの横綴じのものが、それとなっております。

計画図には、左肩に図郭の番号を付しておりまして、この図郭の番号を議案資料の先頭につけております総括図内に記載しております。

図郭の番号の見方としましては、総括図内の凡例でお示しさせていただいております。左側の番号は地区の番号となっております。右側の番号は、地区が複数跨る場合に枝番となっております。

その後ろが8号議案に関わる計画図となっております。こちら8-2の総括図内に記載しております。図郭の番号と対応しております。

以上、資料の種類が多く複雑な構成となっておりますが、ご確認いただきたく存じます。

本件はスクリーン及びタブレットに表示しますスライドにてご説明させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

これ以降は、着座にてご説明させていただきます。

はじめに、「1 経緯」でございます。

令和4年度のなごや集約連携型まちづくりプランの改定を踏まえた、全市的な土地利用計画の見直しについては、都市計画審議会において、令和5年7月に見直し方針、令和6年1月に見直し素案をご報告させていただいた後、3月に各種媒体を通じ土地利用計画の見直し素案を公表し、提出された市民意見を取りまとめ、それに対する市の考え方を令和6年8月にご報告させていただいたところでございます。

その後、都市計画変更案の縦覧等を経て、本日都市計画を変更するために付議するものでございます。

次に、「2 見直し方針と関連する都市計画」でございます。

これまで、都市計画審議会でもご説明させていただいておりますとおり、4つの見直し方針とその内容を掲げさせていただいております。あわせて、方針ごとに関連する都市計画を画面の方にお示しさせていただいております。

方針1に関連する都市計画は、特定用途誘導地区でございます。変更区域は、約406haでございます。

方針2に関連する都市計画は、用途地域及び特別用途地区でございます。変更区域は、約472haでございます。

方針3に関連する都市計画は、用途地域、特別用途地区及び高度地区でございます。変更区域は約69haでございます。

方針4に関連する都市計画は、区域区分、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域、風致地区、緑化地域でございます。変更区域は、約16ha

でございます。

次に「3 対象区域位置図」でございます。

「方針(1) 地域拠点における都市機能の誘導」については赤色、「方針(2) 低未利用の基盤未整備地区等におけるゆとりの維持・創出」については緑色、「方針(3) 土地利用変化への対応」については水色、「方針(4) 都市基盤整備等への対応」についてはオレンジ色にて表示させていただいております。

なお、方針(4)の内、用途地域の境界となっている地形地物の変更等への対応については、区域が微細なため、図上では省略させていただいております。

続いて、「4つの見直し方針に基づく具体的な見直し内容」でございます。

まず、「(1) 地域拠点における都市機能の誘導」でございます。

令和5年3月のなごや集約連携型まちづくりプランの改定を踏まえ、都心地区等の今、図のピンク色の区域で先行していた特定用途誘導地区を地域拠点にも指定し、地域特性に応じた誘導すべき用途に供する建築物の容積率を割り増すことで、生活利便性や豊かな都市活動を支える機能を誘導しようとするものでございます。

画面には、「対象区域」をお示ししております。

対象区域は、原則、地域拠点・鉄道駅400m圏域のうち、商業系用途地域で、指定容積率400%以上である図の赤色の区域となります。

また、誘導すべき用途を踏まえ、特定用途誘導地区のうち、A地区及びB地区に分類しておりまして、図の赤字で示されているものがA地区、黒字がB地区となっております。

次に対象建築物、誘導すべき用途、割増容積率の内容をお示ししております。

誘導すべき用途は、表に示した文化・スポーツ交流施設等とし、A地区については、加えて国際・産業交流施設も誘導の対象としております。

次に「イメージ図」でございます。

例えば、指定容積率500%、敷地面積1,000㎡で、誘導用途を600㎡整備した場合、スライドに示した計算式により、割増容積率は上限の60%が割増されることになっております。

次に「都心地区における誘導すべき用途の拡充」でございます。

都心地区については先行して、特定用途誘導地区が指定されておりますけれども、今回の地域拠点への拡充に合わせまして、なごや集約連携型まちづくりプランの改正により、誘導施設の整理が変更されたことを受けまして、先行している都心地区においても、まちの魅力や利便性の向上に資する施設、沿道のにぎわいを生み出す商業文化施設等を誘導すべき用途に追加いたします。

続いて、方針(2) 関連として、「(2) 低未利用の基盤未整備地区等におけるゆとりの維持・創出」でございます。

過度な市街地拡大の抑制を図りつつ、用途地域の変更にあわせて、既存住宅地等に新たな特別用途地区を指定することで、敷地の細分化抑制と集約化促進を図り、居住密度の上昇を抑え、ゆとりある環境を維持、創出しようとするものでございます。

スライドには、「対象区域」をお示ししております。

対象区域は、第一種低層住居専用地域、建蔽率 30%、容積率 50%の区域のうち、特別緑地保全地区と未整備都市計画公園・緑地を除く、図の緑色の区域となっております。

次に、「具体的な用途地域の変更等の内容」をお示ししております。

用途地域の変更としましては、第一種低層住居専用地域のまま、建蔽率を 30%から 40%へ、容積率を 50%から 60%へ変更いたします。

また、新たな特別用途地区である「特別低層住居専用地区」を指定し、敷地面積 300 ㎡以上の二世帯住宅を含む戸建て住宅に対して、変更後の建蔽率および容積率を適用できるものとします。

この特別低層住居専用地区内では、要件に適合しない建築物につきましては、現在の建蔽率 30%、容積率 50%内での建築をしなければならないとなっております。令和 6 年 10 月に制定しました「名古屋市特別低層住居専用地区建築条例」においてその規制内容を定めております。

続いて、方針(3) 「(3) 土地利用変化への対応」でございます。

用途地域等と土地利用の現況が乖離している区域において、用途地域等を変更するものでございます。

工業系用途地域のうち、土地利用が工業系から住居系へ変化している区域等について、住居系用途地域等へ変更いたします。

スライドの下段には、工業系から住居系土地利用へ変化している区域を住居系用途地域へ変更する際のイメージを示しております。

同様に、郊外市街地の商業系用途地域のうち、土地利用が商業系から住居系へ変化している区域等について、住居系用途地域等へ変更いたします。

スライドの下段は、商業系から住居系土地利用へ変化している区域を、住居系用途地域へ変更する際のイメージとなります。

続きまして、スライドでは、「対象区域」をお示ししております。対象区域は、図の水色でお示ししている区域となっております。

続いて、方針(4)に関わる「(4) 都市基盤整備等への対応」でございます。

まず、「ア 都市計画道路および都市計画公園の整備への対応」でございます。

都市計画道路の整備を踏まえ、その車線数や幅員等を勘案しまして、適切な用途地域へ変更いたします。

また、都市計画公園の整備を踏まえ、その規模等を勘案し、適切な用途地域へ変更いたします。

スライドの下段には、整備が完了した都市計画道路において、幹線道路沿道にふさわしい用途地域へ変更する際のイメージをお示ししております。

スライドでは、「対象区域」をお示ししております。

対象区域は、図のオレンジ色の区域となります。

次に、「イ 用途地域の境界となっている地形地物の位置の変更等への対応」でございます。

地形地物の位置の変更等を踏まえ、新たな用途地域の境界を設定するものでございます。

こちらについては区域が微細となりますので、対象区域図は、割愛させていた

だいております。

また、「(3) 土地利用変化への対応」、「(4) 都市基盤整備等への対応」に係る具体的な変更内容については、説明資料をご確認いただきたいと存じます。

スライドでは、「(3) 土地利用変化への対応」に係る用途地域等の具体的な変更内容をお示ししております。これは説明資料の方の、1－7ページ及び1－8ページに記載しているものを、画面に表示させていただいております。

「(3) 土地利用変化への対応」に係る変更地区をそれぞれ変更前と変更後の用途地域等を示している変更前後対照表を記載しておりますので、ご確認いただきたく存じます。

続いて、「(4) 都市基盤整備等への対応」に係る用途地域等の具体的な変更内容をお示ししています。

画面にお示ししておりますのは、説明資料の1－9ページおよび1－10ページに記載しているものでございます。

先ほどと同様に、都市基盤整備等への対応に係る変更前後対照表を記載しておりますので、ご確認ください。

次に、スライドには、「(3) 土地利用変化への対応」および「(4) 都市基盤整備等への対応」の変更位置図をお示ししております。これは説明資料の最後に添付しております「参考図」を画面にもお示ししているものでございます。

内容は、「(3) 土地利用変化への対応」および「(4) 都市基盤整備等への対応」に係る変更区域を記載したものでございます。

この参考図の記載の番号は、先ほどご説明させていただきました、変更前後対照表に記載の各地区の番号となっております。

説明資料 1－7 ページから 1－10 ページに記載した変更前後対照表とあわせてご確認ください。

以上が、土地利用計画の見直しに関する内容でございます。

なお、本件につきましては、令和6年11月25日から12月9日まで、都市計画変更案について縦覧を行ったところでございますが、意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の都市計画手続きでございますが、本件はすべて名古屋市決定の議案でございます。

当審議会で可決されましたら、区域区分については、愛知県知事から意見聴取を行った後、国と協議を行い、都市計画変更を行うこととなり、その他の議案については、愛知県知事と協議を行った後、都市計画変更を行うこととなります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまご説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言ください。

委員 お願いいたします。

委員 前回、縦覧の結果は、報告いただいたのでしたか。

都市計画課長 (幹 事) 前回、お示しさせていただきましたのが、素案を公表した際に、説明会ですとか、市民意見募集した際にどういった意見があったかをご紹介させていただきまして、その後、ウェブサイト等で、そのご意見を公表したということがございまして、その後、そのご意見を踏まえて、もう一度、内容の方を確認して、今日お示ししている都市計画の案を作りまして、再度縦覧を行ったということでございます。この縦覧に関しましては、問い合わせ等は受けてはいたのですが、先ほどご説明させていただいた通り、ご意見の方はなかったというところでございます。

委 員 正式な意見書は提出されなかったってことですね。
前も聞いたかもしれませんが、今回緩和される所と厳しくなる所があるかと思います。
厳しくなる方は、既存不適格があったかどうか、前も聞いていたら、ごめんなさい。
それから、緩和される方は、特に、この高度が変わっているところは、緩和されることによって、急に目の前に高い建物が建つ可能性があるのですが、そういったこともちゃんと説明いただいた上で、意見書の提出はなかったと理解すればよろしいですか。

都市計画課長 (幹 事) 今回、変更する内容の中で、緩和で大きいものは特定用途誘導地区の方で、誘導用途を取り入れた際に、少し容積が緩和されるようなものになってございまして、そちらの方は、高度地区等は変わりませんので、ボリュームは変わりますけど、高さは変わらないという形になります。

それから、方針(2)の低未利用の方につきましても、容積は一部緩和されることになりますけども、こちらの方も高さの制限等は変わっていないところでございます。

それから方針(3)の方が、特に土地の利用状況を確認しながら変更しておりますけども、こちらの方も基本的には高さが緩和されるというよりは、用途が変わってくることによって、その用途に合わせて変えているということで、こちらの方につきましては、まずは、土地の利用状況というのを都市計画基礎調査におきまして、分析した後で、最終的には、用途の既存不適格等がないように現地を調査した上で、用途の既存不適格がないということを確認しながら、最終的に区域を決定しているということでございます。

一部制限が、高さの規制などが厳しくなることがございますけれども、そういったこともお示ししながら、今回、素案を公表させていただいて、そのあと案の方を縦覧させていただいたというところでございます。

委 員 最後の見直し方針のところは、結構、高さなんかも変わっていると思うのですが、都市基盤整備への対応についてはいかがですか。

都市計画課長 (幹 事) 都市基盤整備等への対応のうち、沿道指定等で、用途が少し緩和されているようなところがございますけれども、そういったところにつきましても、当然、高

さが緩和されるようなところもございますけど、その点も含めまして、素案を公表するときですとか、そういったときに、必要であればご説明させていただいて、そういったお問い合わせもある中で、ご説明させていただいた上で、最終的なこの都市計画の案の際には、ご意見がなかったというところでございます。

委員 なるほど。そうすると、今まで 20m 制限が 45m になったりするという、急に倍の、倍以上の高さが建つ可能性はあるということを理解いただきながら、特にご意見はなかったというふうに判断すればよろしいわけですね。

都市計画課長
(幹事) 我々は、そのように判断しているところでございます。

委員 一応、そういう手続きもしっかりとっていただいているということですね。はい、承知しました、ありがとうございます。

議長 では、特に異議のある旨のご発言はございませんでしたので、第 4 号議案から第 11 号議案について、原案通り可決してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 それでは、原案通り可決いたします。
それでは、次の案件 2 「平田地区について」に係る第 12 号議案を議題とします。幹事の説明を求めます。

都市計画課長
(幹事) それでは、案件 2 の「平田地区について」ご説明いたします。
本件に関連する議案は、第 12 号議案「名古屋都市計画地区計画の変更」でございます。

議案資料としましては、資料番号 12-1 の計画書、12-2 の総括図、12-3 の計画図でございます。ご確認いただきたく存じます。

なお、本案件は、スクリーンおよびタブレットに表示されますスライドにて、順に説明させていただきます。

それでは、以後は着座にて、ご説明させていただきます。

画面には、都市計画変更の理由を表示させていただいております。

本件は、土地利用計画の変更にあわせ、土地の合理的かつ健全な高度利用および都市機能の増進を図り、周辺の住宅地と調和のとれた良好な市街地環境の形成を図るため、現行の「平田住宅地高度利用地区計画」をこれからご説明させていただきます、「平田地区計画」に変更するものでございます。

地区計画の名称変更は、法改正による地区計画制度の統廃合に起因するものでございます。

まずは、この点についてご説明させていただきます。

まず、制度の変遷でございますが、平成 14 年の法改正により、従来の「住宅地

高度利用地区計画」と、「再開発地区計画」が、「再開発等促進区を定める地区計画」に統合され、既に定められている「住宅地高度利用地区計画」と「再開発地区計画」は、「再開発等促進区を定める地区計画」とみなすものとされました。

現行の「平田住宅地高度利用地区計画」は、この法改正前に定めたものでございますので、「再開発等促進区を定める地区計画」とみなされているものでございます。今回の変更にあたって、現行制度の名称に合わせるものでございます。

それでは、本案件の具体的な内容について、ご説明させていただきます。

スライドには、総括図をお示ししております。本地区は、本市の北西部、清須市に近接する場所に位置しております。

次に、用途地域の指定状況についてお示ししております。

本地区の用途地域は、第一種中高層住居専用地域、容積率 200%、建蔽率 60% となっております。「平田住宅地高度利用地区計画」の区域となっております。

なお、高度地区の制限につきましては、高さ制限を定めている再開発等促進区の区域内は適用除外となっております。また、先ほどご説明させていただきました法改正前におきましても、同様に「住宅地高度利用地区計画」の区域内では、高度地区の内容が適用除外となっておりますので、本地区計画の区域内におきましては、当初より 20m 高度地区の適用除外となっているものでございます。

続きまして、本地区および周辺の土地利用状況をお示ししております。赤色の枠が、本件の区域となっております。

スライドでお示ししていますとおり、黄色で着色している住居施設が多く立地しているところでございます。

本地区内は、主に市営住宅の平田荘となっており、本地区の周辺は、戸建を中心とした住宅地が広がっているというところでございます。

次に、現行の地区計画の概要をお示ししております。

老朽化した市営住宅団地の建替えにあわせて、良好な都市居住環境の形成を図るため、集合住宅や道路、広場等の整備の方針を定めております。

また、建築物等に関する事項としましては、建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限を定めているところでございます。

スライドには、現地写真をお示ししております。

市営住宅および地区幹線道路、区画道路、バス乗降場は整備が完了しております。緑道や広場は未整備部分がある状況でございます。ご覧いただいている写真は、整備済みの道路、緑道の部分をお示ししております。

続きまして、土地利用計画の変更について、ご説明いたします。

本地区における市営平田荘は、昭和 39 年度から 40 年度にかけて建設された住宅団地でございました。

その後、建物の老朽化等が課題となりまして、平成 13 年度に地区計画を決定し、建替えを進めて参ったところでございます。

建設戸数の見直しにより生じた余剰地においては、特別支援学校を建設することとなったことから、この度、地区計画の土地利用の方針等を変更するものとなったものでございます。

スライドでお示ししておりますオレンジ色の枠の部分が、学校の整備予定地と

なっております。

南側に校舎や運動場を整備しまして、北側は主に児童生徒の送迎用として利用する駐車場を整備する予定でございます。

次に、地区計画の変更内容について、ご説明いたします。スライドには、地区計画の参考図をお示ししております。

現行の地区計画ですと、全体が一つの地区となっておりましたが、これまでと同様、住宅団地を主とした土地利用を図る「南東地区」と、新たに教育施設を整備する予定の部分、教育施設を主として土地利用を図る「北西地区」というふうに分けまして、2種類に区分いたしております。

また、住宅計画の変更にあわせて、広場1号から3号までの面積を変更いたしております。

続きまして、その他の地区計画の変更内容についてご説明いたします。

スライドにお示ししております、下線で表示している部分が、主な変更箇所となっております。

次にお示ししている内容について、建築物等に関する事項として、良好な市街地環境の形成と周辺環境への配慮のため、現行の地区計画による制限を継続するとともに、北西地区においては20mの高さ制限を追加してございます。

以上が、平田地区に関する内容となっております。

なお、本件につきましては、令和6年11月25日から12月9日まで、都市計画の案について縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の都市計画手続きでございますが、本件は、名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で可決されましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画変更を行うこととなります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、ご説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言ください。

それでは、特にご発言もございませんでしたので、第12号議案について、原案通り可決してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 それでは、原案通り可決いたします。

次に、案件3「名古屋市都市計画マスタープラン2030 地域別構想 金山編(案)について」に係る第13号議案を議題とします。幹事の説明を求めます。

都市計画課長(幹事) それでは、案件3「名古屋市都市計画マスタープラン2030 地域別構想 金山編(案)について」をご説明させていただきます。

本件に関連する議案は、第13号議案「名古屋市都市計画マスタープラン2030 地域別構想 金山編(案)について」(諮問)でございます。

前回の都市計画審議会において、地域別構想“金山編”(案)の内容についてご

説明させていただき、その際にいただいたご意見と、市民意見募集によりいただいたご意見について検討させていただき、必要な修正を行いましたところでございます。皆様のお手元には、修正を加えた地域別構想“金山編”（案）を配付させていただいております。

今回は、地域別構想“金山編”（案）を都市計画マスタープランに位置づけることについて、都市計画法第77条の2第1項の規定により、諮問させていただくものでございます。

本件は、スクリーンおよびタブレットに表示しますスライドにてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以後は着座にてご説明させていただきます。

初めに、今回ご説明させていただく内容を示させていただきます。

1「趣旨」、2「市民意見の概要及び市の考え方」、3「第2回名古屋市都市計画審議会における意見の概要及び市の考え方」、4「地域別構想“金山編”（案）の構成」について、5「今後の予定」についてご説明させていただきます。

はじめに、1「趣旨」でございます。

金山地区で、地域別構想“金山編”（案）を定めることにより、都市計画マスタープランの一部として、まちづくりの方針を、行政、開発事業者、住民・団体等と共有し、今後の様々な都市計画手法の活用なども視野に入れ、事業や取り組みをより一層推進させるため、地域別構想“金山編”を「名古屋市都市計画マスタープラン2030」に位置づけるものでございます。

続いて、2「市民意見の概要及び市の考え方」でございます。

金山駅周辺まちづくり計画（案）および計画（案）のうち、まちづくり方針などを「名古屋市都市計画マスタープラン2030」における地域別構想に位置づけることにつきまして、令和6年10月7日から11月5日の期間で、市民意見募集を行いました。その結果、意見の提出者が47人、意見件数が133件ございました。

画面には、意見の内訳をお示しさせていただいておりますけれども、「まちづくりの方針」に関するものが、計53件。

その内訳としましては、「まちづくりの方向性」に関するものが35件、「実現に向けた進め方」に関するものが7件、「主な配慮すべき視点」に関するものが11件ございました。

また、「取り組み」に関するものが66件ございまして、そのうち、「全般」に関するものが23件、「アスナル金山エリアの再整備」に関するものが7件、「古沢公園・市民会館エリアの再整備」に関するものが19件、「駅南口エリアの利活用」に関するものが5件、「金山総合駅連絡通路橋の利活用」に関するものが5件、「道路空間の再編や利活用」に関するものが4件、「ウォーカブル境界の形成」に関するものが3件あり、また「その他」として14件あったものでございます。

以降は、内訳事項ごとの意見の主な概要と市の考え方の骨子を説明させていただきます。

「まちづくりの方針」のうち、「まちづくりの方向性」に関するご意見としては、「金山は、本市における縦軸で人を巻き込む主要な拠点であり、計画案の目的には、縦軸について記載されているが、各項目にその視点が不足していると感じる。」

「当地域に留まらず、熱田等も含めた広域でとらえ、堀川や新堀川など様々な地域資源を活用した、名駅・栄にはないまちづくりを推進してもらいたい。」といったご意見がございました。

これに対し、市の考え方は、「本計画は、整備を予定している市有地を中心に、その波及効果が及ぶと考えられる範囲を対象としております。しかしながら、金山は、熱田エリア、堀川など、様々な魅力的な地域に隣接しており、このような周辺地域との連携は、拠点相互の魅力向上を図るために不可欠と考えております。また、周辺の地域資源を意識し、回遊性向上につながるまちづくりを進めることは、金山の魅力をさらに高める上で重要である。」と考えているため、その旨の記述を別添「地域別構想“金山編”」9ページの「ウォーカブルなまちの形成」に追加しているところでございます。

引き続き、「まちづくりの方針」のうち、「まちづくりの方向性」に関するご意見としては、「型にはまった無機質で深みのないまちづくりしないよう工夫してもらいたい。」「ストリートピアノやダンス、ストリートミュージシャンの演奏など、各人の趣味で交流できる場所を作ってもらいたい。自由に楽しめる空間の増設や、様々な場所で様々なアート作品や舞台、パフォーマンスも見られるようなまちづくりをしてもらいたい。」といったご意見がございました。

これに対し、市の考え方は「金山駅周辺においては、クリエイターやアーティストをはじめ創造的な活動を行う様々な人材が集い交流し、刺激し合う場の創出とともに、新たな劇場を核として、他の文化芸術施設や地域団体等と連携した面的な文化芸術施策を展開し、文化芸術の浸透を図る。また、新たな劇場では、交流機能を担う施設として、ギャラリー等のイベント・コミュニティスペースの配置を検討している。」としております。

次に「まちづくりの方針」のうち、「実現に向けた進め方」に関するご意見としては、「地域住民やまちづくりで成功を収めてきた方々、小・中学生の意見を聞いて取り入れてもらいたい。」といったご意見がございました。

これに対し、市の考え方としては、「事業を進める各段階において、当地域のまちづくりに関する様々な知見を地域の方や有識者等から伺いつつ、検討を深度化する。」としております。

次に、「まちづくりの方針」のうち、「主な配慮すべき視点」に関する意見としては、「名古屋は、若い女性の東京や大阪への転出や、海外や日本全国から人を呼び寄せ、留めるだけの魅力がないことが課題である。海外や日本中の人々が名古屋に行ってみたいと思えるような再整備を望む。」「アスナル金山エリア東側の街区等も再整備の対象にしてもらいたい。」といったご意見がございました。

これに対して、市の考え方は、「当地域では、アスナル金山の再整備や、新たな劇場の整備とあわせ、交通結節点に相応しい都市機能の集積や多様な文化芸術に触れられるウォーカブルなまちの形成を目指し、地域全体の価値向上やブランディングを図っていく。また、周辺の民間開発の促進による都市機能の高度化や居住環境の向上を図り、金山地区が様々な人の活動の場として選択されることが重要である。」と考えているため、民間開発の促進に係る考え方について、別添「地域別構想“金山編”」について、13ページのタイトルを「土地の有効利用」から、

「民間開発の促進」と変更しまして、記載内容も追加して改めてございます。

次に、「取り組み」のうち、全般に関するご意見としましては、「金山駅周辺の再整備にあたり、図書館、デパート、子供向けの遊び場などの施設を導入してもらいたい。」といったご意見がございました。

これに対し、市の考え方としては、「令和6年7月に『アスナル金山エリア再整備実施方針（案）』を公表し、駅前複合施設の導入機能として、商業・業務機能、第3ホールに加え、施設の価値向上を図るため、宿泊・住宅・教育・公共機能等のその他の機能についても検討することとしております。具体については、令和7年度から、基本計画の作成に向け、ご意見いただいた施設の導入も含め、民間の事業協力者とともに検討を進める。」としてございます。

引き続き、「取り組み」のうち、全般に関するご意見をご紹介します。

「工事期間中に金山の都市機能が失われることがないように、アスナル金山エリア、古沢公園・市民会館エリア等の着工・竣工時期をずらすなど、代替機能の確保に努めてほしい。また、その計画をプロセスの中に示してもらいたい。」といったご意見がございました。

これに対し、市の考え方は、「当地域では、まちのにぎわい創出に寄与している施設が一時的になくなることが想定されるため、にぎわいの継続が検討課題であると認識している。そのため、再整備の検討にあわせ、連絡通路橋や南口駅前広場の活用、アスナル金山の事業用定期借地の期間延長等も含め、少しでもにぎわいが継続できるよう、今後検討を進める。」としております。また、「市民会館については、閉館期間中も当地域の文化芸術の機運を絶やさぬよう、官民のホールの整備状況なども勘案しながら、できる限り対応を検討する。」としてございます。

次に、「取り組み」のうち、各エリア等の「取り組み」に関するご意見としては、「古沢公園は、地域の子どもたちにとって大切な公園であるため、大人が憩う公園ではなく、子どもたちが遊べる空間として残してもらいたい。」といったご意見がございました。

これに対し、市の考え方は、「古沢公園は、地域の公園としての機能を維持しつつ、新たな劇場との一体感を持つ魅力的な公園となるよう活用を検討してございます。詳細については、今後、新たな劇場に関する要求水準書（案）を作成していく中で、関係各所との調整、検討を進める。」というふうにしてございます。

引き続き、各エリア等の「取り組み」に関する意見としては、「駅北側の大規模な再開発計画がある中、駅南側が取り残されてしまうのではないかと危惧している。南口駅前広場の更なる有効活用を図り、幅広く市民がイベントなどに活用できるよう再整備してもらいたい。」「都市再生推進法人を強化し、人々が滞留できる空間を作ってもらいたい。」といったご意見がございました。

これに対し、市の考え方は、「南口駅前広場については、エリアマネジメントの取り組みを進める中で、にぎわい創出の継続的な取り組みと、地域と協働した適切な維持管理が図られるよう検討を進める。また、金山駅を中心に、駅南北地区、一体となったエリアマネジメントや文化芸術施策の展開を図る。」としております。

引き続き、各エリアの「取り組み」に関するご意見を紹介させていただきます。

「シンボル軸は、歩きやすくなるように車線減・歩道拡幅してもらいたい。」「アスナル金山の北側の道路をロータリーで回転できるようにし、駅から公園までの切れ目のないシンボル軸にしてはどうか。」といったご意見がございました。

これに対し、市の考え方は、「シンボル軸は既存の緑豊かな道路空間を継承し、沿道の市有地や民有地と連携した居心地が良い歩行者空間を目指していく。向田町線は、まちの回遊性向上のため、横断しやすくすることが課題と認識しており、車線減を検討中であり、道路の横断や活用の方法については、車両動線などへの影響も勘案し、当地域にふさわしい道路空間となるよう検討を進める。」としております。

その他のご意見としましては、「雨の日でも歩きたくなるような工夫をして欲しい。」といったものや、「アートや芸術で発展させようとする今回の計画に期待している。」といったものをはじめ、多くの意見をいただいております。いただいたご意見については、検討を進める上での参考とさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、「第 2 回名古屋市都市計画審議会における意見の概要及び市の考え方」についてご説明させていただきます。

ご意見の概要と市の考え方をそれぞれご説明させていただきます。

まず、「まちづくりの方針」に関するご意見として、「市のプロジェクトのまちへの波及効果を効果的に進めるためのまちづくりの方向性や仕掛けを早い段階で具体化してもらいたい。」といったご意見がございました。

これに対し、市の考え方は、「官民連携したまちづくりを進めるにあたり、行政だけでなく地域の方々、地元団体、大学関係者、民間企業など多様な関係者とともに連携し、進めることが必要であると考えているため、まちづくり計画のもと、アクションプログラムを含む新たなビジョンを作成していく。」としております。

なお、関連部分である、別添 地域別構想“金山編”12 ページの「ビジョンの共有」の記載を変更しております。

引き続き、「まちづくりの方針」に関するご意見を紹介します。

「金山への来訪者や一時的な滞在者だけでなく、首都圏や名古屋駅などと比較してコストをはじめとした金山の優位性を活かして、働く場としても金山が選択されるよう、今後も取り組んでもらいたい。」といったご意見がございました。

これに対し、市の考え方は、「アスナル金山の再整備や新たな劇場の整備を起爆剤として、都市再生制度等も活用しながら、周辺の民間開発の促進による都市機能の更新を図るとともに、居心地の良いオープンスペースやまちなかで文化芸術に触れられる環境を整え、働く場としても金山が選択されるように取り組んでいく。」としております。

なお、関連部分である、別添 地域別構想“金山編”13 ページの記載を、先ほどご説明させていただいたとおり「民間開発の促進」として変更しております。

次に、「環境」に関するご意見を紹介させていただきます。

「ウォーカブルなまちづくりを行うにあたって、将来にわたる温暖化などの気候変動の影響を考慮して、街路、広場などのまちづくり計画を立ててもらいたい。」といったご意見がございました。

これに対し、市の考え方は、「ヒートアイランド対策等に資するグリーンインフラの取り組みなど、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みにより、持続可能な未来に向けて、環境負荷が少ないまちづくりを行うことが必要であり、今後、計画を具体化させていく中で検討していく。」としております。

引き続き、ご意見を紹介させていただきます。

「金山駅は重要な交通ハブになるため、名古屋市内にとどまらず、広域的な視点でデジタル化などを通じて、交通移動のカーボンニュートラルを促進するような取り組みを進めてもらいたい。」といったご意見ございました。

これに対して、市の考え方は、『『名古屋交通計画 2030』においても、『交通分野におけるカーボンニュートラルの推進』を掲げているところであり、金山駅周辺においても、カーボンニュートラルに資する新たなモビリティの活用について、今後検討していく。』としております。

次に、「エリアの考え方」に関するご意見をご紹介します。

「まちのゾーニングイメージにおいて、ウォークアブル界限を示すゾーニングは、自由度や弾力性を持たせても良いのではないか。」といったご意見がございました。

これに対し、市の考え方は、「まちのゾーニングイメージについては、アスナル金山や市民会館など整備を予定している市有地を中心に、その波及効果が及ぶと考えられる周辺を含めた範囲を対象としており、都市再生整備計画に定めているまちなかウォークアブル区域と同じ範囲としている。」ところでございます。

「周辺地域との連携は、相互の魅力向上につながり、金山の魅力をさらに高める上で重要であると考えていることから、周辺の地域資源も含め、それを意識した回遊性向上につながるまちづくりを進めていく。」としております。

なお、関連部分について、別添 地域別構想“金山編”9ページの「ウォークアブルなまちの形成」の記載を一部変更してございます。

引き続き、「エリアの考え方」に関するご意見をご紹介します。

「金山駅周辺地区は、鉄道が東西に横切っており、地区が南北に分担されていることから、人が南北を行き来できるようなエリアとなることを期待している。」といったご意見がございました。

これに対し、市の考え方は、「金山駅連絡通路橋については、駅南北地区をつなぐ回遊性向上に資する施設として、さらなる効果的な活用を図っていく。また、駅周辺一帯でエリアマネジメントや文化芸術施策の展開を図り、金山総合駅を中心に、分断のないまちづくりを進めていく。」としております。

次に、「その他」のご意見をご紹介します。

「将来生み出されるオープンスペースについては、アスナル金山のオープンなステージが持つ雰囲気を残し、さらにまちに音楽やパフォーマンスが広がるような空間を作ってもらいたい。」「名古屋は他の地域と比べると、観光などの知名度が低いことから、金山の持つ交通などの利便性を活かした名古屋全体としての知名度の向上に資するまちづくりをしてもらいたい。」「市民会館の工事等に伴う空白期間は、1,000 から 2,000 席程度の中規模のホールが減ってしまうため、早めに施設整備を進めてもらいたい。」といったご意見がございました。

次に、「地域別構想“金山編”(案)の構成」について、でございます。

お手元に「地域別構想“金山編”(案)」をお配りさせていただいておりますけれども、その構成についてご説明させていただきます。

第2回都市計画審議会においてもご説明させていただいたところですが、構成としましては、「1 目的」、「2 現状と課題」、「3 まちづくりのコンセプト」、「4 まちづくりの方針」、「5 まちづくりの将来イメージ」としておりまして、金山駅周辺まちづくり計画の中で、「取り組み」として取り入れられている部分については、地域別構想“金山編”においては参考資料として、「取り組み」を取り入れているところでございます。

最後に「5 今後の予定」でございます。

今後の予定につきましては、令和7年2月頃に金山駅周辺まちづくり計画の策定に合わせて、地域別構想“金山編”を公表していきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、案件3「名古屋市都市計画マスタープラン 2030 地域別構想 金山編(案)」についての説明を終わります。

議長 ただいまご説明のありました案件3に係る第13号議案について、ご意見、ご質問をいただこうと思えます。本議案については、事務局からの説明にありました通り、名古屋市からの諮問を受け、都市計画審議会として意見するものとなります。

それでは、案件3に係る第13号議案について、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言ください。

委員 ご説明、ありがとうございました。説明があった資料のうちの、「市民意見の概要及び市の考え方」という資料の3ページ目ですけど、(2)①の意見と考え方ところで、導入機能についてのご意見があって、それに対して市の方で実施方針を定めて、新たに導入する機能について検討するということが書かれていますけれども、この中に「住宅」というのが入っていて少し気になったので、意見を述べさせていただきたいと思えます。

本来、この立地ですと、あまり住宅は、将来の自由度を確保するという観点では、望ましくないというところもあるのですが、おそらく、昨今の社会状況等で、事業採算性上、必要だということで検討されているのではないかと思います。もし、住宅機能の導入というのが必要になった場合は、将来の自由度を阻害しないように、計画上、もしくは契約上の工夫を、ぜひ研究・検討していただきたいなというふうに思いますので、意見として申し上げさせていただきたいと思えます。以上です。

議長 どうぞ、事務局からお願いいたします。

まちづくり企画課長 住宅都市局まちづくり企画課長の伊東でございます、よろしくお願いします。アスナル金山エリアの整備に関する複合施設の導入につきましては、意見に対

する市の考え方に書かせていただいている通りでございまして、オープンスペースや周辺街区におけるにぎわいの創出、回遊性の向上、そういったものを考慮しまして、商業、業務機能、それと新たな劇場の第3ホールを導入することとしております。

また、それに加えて、施設の価値向上を図る機能の導入も検討して参りたい、ということでございます。

その中に住宅も例として挙げさせていただいているところでございます。

金山駅前にふさわしい魅力的な空間の創出にあたりましては、事業の成立性等の課題もございますけれども、にぎわいとか、滞在とか、交流する機能、非常に重要だというふうに思っております。

具体的な整備の内容については、今後、来年度は民間の事業パートナー、民間の検討パートナーである事業協力者とともに、検討を深めていく予定でございまして、その機能更新の視点、そういったことも大事だと思っておりますので、様々な創意工夫を図り、ご意見いただいたことも参考にしながら、今後、再整備基本計画を作って参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 他にご意見、ご質問ございますか。

委員 ちょっとした意見ですけど、今の説明をいろいろ聞いていて、市民意見やこの審議会の意見、そうした中で、やはり金山として、その特色をしっかりと持っていく必要があるかな、と。

そういう中でいうと、文化芸術という言葉が出てきたと思うのですが、そういうのに特化するという訳ではないですが、例えば「名駅だったらこうだ」、「栄だったらこう」、「金山だったらこうだ」っていうと、文化芸術に重点を置いていくような造りがいいのかなという中で思うのは、例えばスタートアップの拠点なんかは、名古屋でも愛知県でもあると思うのですが、そうした中で、例えばそのスペースに入って仕事をする、そして、また一階降りれば、スペースがあって、各スタートアップをやっている人たちの交流ができるような場があって、というのがあろうと思うのですが。そういうような感じの文化芸術に携わる人たちが、入居っていうか、生活するわけではないですが、入って、そしてまた、その一階やなんかで、いろんな交流ができるような場があると、名古屋からいろいろなものが、そこから特色のある新たな芸術文化が生まれてくるのではないかなと思うのですが、そういうところの考えが何かあれば教えてください。

議長 では、事務局からお願いいたします。

まちづくり企画課長 先ほど申しましたように、このアスナル金山の整備につきましては、にぎわいとか滞在とか、まさにそういった「交流」という機能は、非常に大事だと思っております。

また、スタートアップという話がありましたけれども、そういった若い方の働く場というのでも大きな視点だと思います。

そういう方が、「交流できるようなスペース」は、非常に大事だというふうに思っております。

具体的にどんなものをどうしていくかというものは、来年度の検討の中というふうになりますけど、今回、オープンスペースもしっかり造って、そういったところで、人、文化芸術、そういったものも、いたるところで感じられるような、そういう空間を創っていきたいと思っています。

また、商業とか、にぎわいという視点も入れて参りたいと思います。

そんな中で、どんな形がいいのかっていうのは、民間さんの声も聞きながら、やって参りたいと思っているところでございます。

委員 多分、とても重要なことだと思うので、それこそ名古屋の金山発でね、世界的なアーティストが育っていくような環境ができるといいなと思いましたので、ちょっとご意見、させていただきまして、ありがとうございます。

議長 他にはいかがでしょうか。

委員 この地域別構想、この構成も大きく変わって、すごくわかりやすくなったなと思っております。

こういう形でよろしいかと思っております。

少し気になったのが、バランスという意味ですが、地域別構想って、まだ都心部とこの金山で、2つ目ということですね。

ということなので、それはそれでいいのですが、何が気になったかというと、防災の視点が少し欠けているなと思っていまして。ただ、都心部編の方にも書かれてないので、そこはもう全体の方に書き込んで、地域別構想の方には書いていないと思いますが、場合によっては、今後、進めていく地域別構想では、そこをしっかりと書かないといけないようなところも出てくるなと思っていまして。

今後、これもまた改定があると思いますので、必要に応じてそういった視点も書き込んでもらいたいかなっていうのが1点目です。

単なる意見です。

それから、どうやって製本されるのかなという素朴な疑問なのですが、そこを教えていただけますか。

都市計画課長
(幹 事) まず、1点目、防災に関することでございますけども、防災に関しましては、実はこの都市計画マスタープランとは別に、防災に特化した計画もございまして、そちらの方も検討を進めなきゃいけないということで、いろんな部門で検討してございますので、その部分はそちらの方で検討を進めているところでございます。

全体を見ながら、どこにどういうことが必要なのかということも検討を進めなきゃいけないとまさに考えているところでございますので、最終的にこの都市マスとの関係性ということも含めて、検討を進めたいと考えているところでございます。

それから、もう1点、地域別構想の冊子はどうなるのかということで、都心部

編につきましては、都市計画マスタープラン改定時に同時に出てきているものですから、こういった一冊になっていますけど、これから、もし地域別構想が増えていく場合には、基本的には別冊という形で公表させていただくような形になるというふうに考えてございます。

委員 それで結構なのですが、全部が、本体と別冊が何かバラバラになっていると関連がわからないので、ファイルに留めるなり、何かそういう仕組みを考えてもらうといいなと思いました。

都市計画課長
(幹事) 今、委員ご指摘があったところは、当然かなと思っておりまして、そういった面では、これから紙というよりはウェブサイトで見られる方が多いということもございますので、ウェブサイト上では、その関連性がよくわかるような形で公表することを考えてございますので、そういった工夫をさせていただきたいと思っております。

議長 他にはいかがでしょうか。

委員 少しお尋ねをさせていただきます。

最近、金山に行く機会がちょっと多くて、車であったり、公共交通機関であったり、そこで思ったことですが、おそらく周知の事実で、知らないのが私だけかもしれないですけど、すごく気になるのが伏見町線と向田町線の西側の T 字路になっているところ。ここは信号交差点になってないので、西に向かうと左折しかできないですね。

信号交差点になっていると、北に向かっていけるのだけど、これがすごく、いつも車で行くと不便で、なぜなのかなと思っていたのですが、ご存知の方がいたら教えてもらえませんか。

議長 いかがですか。

まちづくり企画
課長 向田町線と伏見通、国道 19 号の交差点のところ、T 字になっていて、西に向かって右折できないのではないかとということだと思いますけど、こちらにつきましては、付近に、南の方に信号交差点があつて、そういった関係で、なかなか交差点にしにくいところだというふうに認識しているところでございます。

委員 何か事情があるとは思っていたのですが、車で移動しようと思うと、極めて不自然かつ不便だなと思っているので、その部分は、例えば地元の事情で、大きな車の進入は進入・通過というものを嫌っているということの趣旨があれば仕方ないのですが、このあとお尋ねしたかったのは、観光とか考えたときに、「地域別構想“金山編”(案)」の 1 ページを見ると、将来都市構造イメージとして、名古屋駅、そして栄地区、これでそして上下のところで金山地区と名城三の丸地区っていう 4 つの拠点が書かれていて、そうすると名古屋市の考え方は、例

例えばもう観光は名古屋駅一本槍とか、ショッピングで栄地区一本槍みたいなことではなくて、複数の名所とか、そういうエリアを作って、周遊したり、或いはインバウンド観光のエリアを作りたいのだろうなというような気はするのだけど、そうすると、栄は久屋大通公園を整備したときに、これ民間活力を使ってやったときに、観光バスの出入り、停留ということが、かなり課題になっておりましたよね。

水陸両用のバスなんかも、あそこを起点に出発をしていたりってということで、公共交通機関の結節点で金山はあるのだけど、観光バスとかが入ってきたり、或いは停留したり、要するに駐停車をしたりということってというのは、あんまりみられないのかなと思っているので、その辺の考え方を知りたいなと思いますが、いかがでしょう。

まちづくり企画
課長

金山につきましては、非常に市内有数の交通結節点ということでございまして、セントレアとの結びつきもあるところでございます。

そういった意味で、「観光」っていう部分は、非常に大事なキーワードだなと思ってございまして、今回のまちづくり計画を具体化する検討の中では、例えば、金山のところの交通計画を考える上で、観光バスの乗降場や観光に対するサービス、そういったものも踏まえて検討していくというふうに考えているところであります。

委 員

それは、どこに書かれていますか。

まちづくり企画
課長

まちづくり計画の16ページに、「取り組み」というところがございます。

16ページ、「1 アスナル金山エリアの再整備」

「取組内容」の1行目でございますけれど、「観光客を含む様々な来訪者の多様なニーズに対応した交通機能の再配置を行います」ということで書かせていただいているところでございます。

具体的な中身については、今後検討していくということでございます。

委 員

そうすると、さっき言った19号と向田町線の、要は交差点の話ですよ。

要は、観光バスは必ず北から来るとは限らないわけですよ。南から来るケースもあるでしょうし、当然それは、名古屋港水族館を回った後に金山に行こうとか、いろんなケースも考えられるとなると、課題としてあってもいいのかなっていう気はしていて、ただ、地域の方がどうしても反対ということがあればやる必要はないのだけど、そういうことを思っています。

昔、市民会館で綾小路きみまろさんの公演があつて、実は行ったのですよ、私、妻と。そうしたら、観光バスが乗りつけるのだね。観光バスで、おばさまたちがいっぱい降りてきましたよ。

そういう方達が、やはり、そういう手段で乗ってきているっていうこともあるとするならば、ここを一つの、何らかの立ち寄るスポットになるならば、そういうこともあっていいのかなと。

昨日も東京駅に行きましたけど、ものすごく混雑していて、すごく不便。そういうことの解消も必要だなというふうに思いましたので、意見として申し上げておきます。

それから、先ほど芸術の話があったので、ちょっと気をつける点として申し上げておきたいのだけど、行政としての目的をしっかりと持っておいていただきたいと思うのです。

目的と手段を履き違えますと、手段を目的化する方たちは世の中にたくさんいて、自分たちのやりたいことを、自分たちのやりたいようにやるという人たちは、数多くいるわけですよ。

そうすると、地域の方たちをないがしろにしながら、自分のやりたい事をし始める方たちというのは、やはり私はどうかと思うのです。

中川運河の方で、今、その地域と一緒に民がやっていると思うのですが、それも「地域の活性化のため」という大目的を持って、やっているわけです。

だから、そういう「まちづくり」或いは「その地域のため」というあたまがない方たちが、どっと乗り込んでくると、いずれ乗っ取られて、その方たちはさっと引いていって何も残らないということが、かつて私の地元のお祭りでもありました。

やはり、目的をきちっと持って、それを共有できる人たちと一緒に協働していくということが、観点として重要なこと。

アートとか、そういったことは、すごく重要だと思うのですよ。

でも、そのやりたい人たちが自分たちのやりたい事をするために来るのではなくて、一緒になって、まちを活性化させていく、こういう目的感を共有しながらでないと、極めて危険なことだと思いますので、これは単なる私の個人的な所見ですから、申し上げておきます。以上です。

まちづくり企画
課長

金山の再整備にあたりましては、歩道の拡張とともに、駅へのアクセス、そういったことも重要なテーマだと思いますので、そういったバランスをとりながら、人にやさしい、人中心のまちづくりを進めていきたいというふうに思っています。

あと、具体的な計画につきましては、この周辺の道路状況とか、そういった影響も把握しつつ、進めていきたいと思っていますのでございます。

また、金山では、地域のまちづくり団体の方も非常におみえで、一緒になって検討しているところがございます。

今後、エリマネといった組織もつくりながら、やっていきたいというふうに思っておりますので、地域の方としっかり連携して、意見も聞きながら進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

他にはいかがでしょうか。

委 員

せっかくですので、一言、二言、話させてください。

社会インフラ整備の一環ですので、やはり防災面とか環境面というのは非常に重要なと思います。

防災面については、先ほど委員のお話に対する回答の中で、全体で考えているのでということがありましたけども、それを実際、具体的な計画の中に落とし込むにあたって、どうするのかなってというのは、今後、考えていただきたい。特に、豪雨対策です。防災地震もありますけど、豪雨対策。流域治水はどんどん進んでいて、気候変動で、雨は確実に1割増し、場合によって2割増しになっていくということは言われていて、すべての家に「皆さん、長靴用意してくださいね」という状況になりつつあるわけですが、雨をどう貯めるか、川の方はもう流し切れないので、流域の中に水が溢れることになるわけで、雨をどうするかという問題があると思うのです。

今のこの計画で言いますと、北の方に古沢公園の話がありますけども、そういったオープンスペースをうまく使って、もちろん雨は、透水性舗装等で地下浸透させることを考えていると思いますが、やっぱりオープンスペースの地下には、周辺の河川との関係もありますが、雨水滞水池、多分、このスペースであれば、2万tから3万tぐらい溜めるものができると思うのですが、そういったものの整備も、当然、考えていただきたいなという気がします。

それから、環境面で、前回のときに委員の方から、グリーンインフラの話とか緑の話がありまして、やはり都心地区での南のところですが、水と緑の潤いのあるオアシスみたいな形にしていきたいので、ぜひ、水も考慮していただきたいなと思います。

この18ページ19ページに絵がありますけれど、なかなか水が見えないので。よく海外のまち、ローマとかいろいろ、海外のまちは、噴水を上手く使って修景しているところもありますので、例えば水源はどうするのだということであれば、地盤沈下の規制以内でできる井戸管を、多分、二本から三本掘れば水源は確保できるので、そういう、せせらぎであつたり、噴水みたいなものも、絵に書き込んでいただけるといいかなと。水と緑、両方含めて、と思います。

あと、もう1つ違う話ですが、やはり金山というのは、三河の方から来る方も当然おられます。セントレアから来る人もいます。そういう方たちが、そこで拠点を持つ意味もあると思うので、宿泊施設の整備を民間とうまく進めていただきたいなと思います。

部屋数が少ない高級ホテルはともかく、一般の方が金山に宿泊すれば、周辺のまちの活性化にも繋がるし、金山からあちこち出かけることもまた可能だと思うので、そういう視点も今後は入れていただければなと思います。

以上です。

議長 何か事務局からございますか。

まちづくり企画 防災は、非常に大事な視点だと思っております。

課長 今回も、配慮事項の方に「防災」としっかりと書かせていただいておりますし、金山ではエリア防災計画などを作りまして、取り組んでいるところでございます。

ご意見、参考にさせていただきたいと思います。

また、「水」を使った潤いというようなご指摘もあったかと思います。

今後、金山地区におきましては、まち全体の緑の量や、その質の向上に資するグリーンインフラの取り組み、こういうことにおきまして、環境や快適性に配慮したまちづくりを進めていきたいというところでございまして、ただ、具体化につきましては、来年度、検討することになるかと思いますが、「快適」とか「潤い」、そういう視点も考えながら、進めて参りたいというふうに思っております。

それから、ホテルというお話がありました。

こちらにつきましても、規模だとか需要動向など、そういった市場調査を行いつつ、来年度、民間のパートナーとともに、いただいたご意見を参考しながら検討して参りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 他にはいかがでしょうか。

委員 一、二発言をさせていただきたいと思います。

この金山エリアの再整備、大変重要なことだと思っていまして、商工会議所としても大変関心を持っているところでございます。

たまたま、今日の朝日新聞だったと思うのですが、熱田の記事が載っておりました。

「あつた nagAya」ということで少し拠点ができ、ただその北側になかなか再開発の難しい点があるというようなことが書いてあったかと思うのですが、この金山、それからその南にあるこの熱田、「点と点」というよりは、「線に結ぶ」というようなことを、できればウォーカブルなまちとして結ぶというようなことを、ぜひ意識していただければなというふうに感じるところでございます。

それから、あと1点“金山編”の中で、個人的に気になるのは市民会館でございます。

老朽化して建て替えということでございますけれども、所管は観文局になるかと思いますが、建て替えをしますとなると、4～5年、多分、文化交流或いは発信の拠点が、名古屋から消えてしまうということでございます。

この中にも少し書いてあるのですが、観文局さんとしては、「文化芸術の機運を絶やさないように、できる限りの対応を検討していく」と。こういうことが8ページのところの末尾に書いてございますけど、ぜひ、これを具体的な形にして、実現をしていただきたいというふうに思いますので、ちょっと所管の局が違うかもわかりませんが、連携をしていただいて、ぜひ、そのようなまちづくりを進めていただければと思います。

以上でございます。

議長 なにか事務局からございますか。

まちづくり企画課長 名古屋市におきましては、縦軸のまちづくりを進めていきたいというふうに思っておりまして、金山・熱田の連携というのは、非常に大事だと思っております。

そういった中でも、まず、拠点性を高めていくということが必要だと思っておりますので、金山の拠点性をしっかり、金山のポテンシャルを活かしながら、しっかり高めつつ、また、拠点間のつながり強化につきましては、具体的にどのような方策が望ましいのか、本市だけではなく地域の方、民間企業の方とも意見交換をしていきたいというふうに思っております。

それから、文化施設につきましては、ご指摘のように一定期間、市民会館が閉鎖ということになるかと思えますけど、そういった期間につきましても、今、現状で、現市民会館の閉館までに、センチュリーホールの再開館に加えまして、IGアリーナとか、港の方の PORT BASE、そういったホールの新設も予定されているところでございます。

市民会館の閉館期間中につきましては、今後の当地域の文化芸術の機運を絶やさぬように、市民ホールや官民のホールの整備状況なども勘案しながら、できる限りの検討をして参りたいと思っております。観光文化交流局ともしっかり協議して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 他には、いかがでしょうか。

委員 金山というところは、名古屋において、名古屋駅、それから栄地区、そしてまた金山といった形で、本当に大きな可能性もあるところだと思いますし、また、今、様々な話の中においても、これからにぎわいづくり、そういったことの創出は、当然やっていくということですけど、にぎわいづくり、人がたくさんいるということになりますと、先ほどから言われております、災害時における色々な、様々なことを想定していかないといけません。

当然、いつ起きるかわからない大きな大災害においての帰宅困難者対策、これはしっかり、もちろんやっていますが、更なる、観点の中においてのまちづくりもしっかりと考えていってもらいたいと思っておりますので、帰宅困難者対策をしっかり、これからもお願いしたいということを触れさせていただきたいと思っております。

まちづくり企画課長 帰宅困難者対策、非常に大事なことだというふうに思っております。

金山でもエリア防災計画を作りまして、退避施設、そういったところを民間の方にも協力いただきながら、少しでもそういったスペースがとれるように、今、防災危機管理局とも連携しながら進めているところでございますので、しっかり取り組んで参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 皆さんから、大変具体的で、いいご意見をたくさんいただきました。

ちょっと事務局にお尋ねしたいのですが、今いただいた意見、非常にいい意見ばかりだったと思うのですが、答申する意見として、入れた方がいいのでしょうか。それとも、これは付帯の意見として入れた方がいいのでしょうか。

都市計画課長 (幹事) ただいまいただいたご意見につきましては、今後、検討を進める中での非常に重要な意見というふうに捉えておりまして、方針に掲げている内容と違うもので

はないというふうに考えてございますので、今回の都市計画審議会からの方針に対する意見というよりは、こういったことを参考にして進めてもらいたいといった形で言っていただくとよろしいのかと考えてございます。

議長 はい、わかりました。

今、いただいた意見、私なりにまとめますと、まず住宅に対する配慮、今後の自由度を増す、ちゃんと確保するための契約の仕方、スタートアップのワーキングスペース、防災関係をもう少し手厚く、特に豪雨対策とか帰宅困難者。それから、観光バスへの配慮、そのルートのことも。それから、芸術の地域としての、地域が発展するような芸術のあり方。それから、緑だけでなくて水を使った修景ですとか水インフラの考え方、それから宿泊施設。それから、熱田との縦軸の連携を強く、と、市民会館の建て替え中のことをもう少し具体的に、というような意見があったと思います。

ただし、方針の中の具体的な意見ということかと思しますので、審議会として答申する意見はなかったかと思します。

ということで、先ほどの貴重な意見は、事務局としてしっかり受けとめていただくということのもとで、今回の議案に対して、意見はない旨を答申することとしようと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 それでは、最後、案件4「なごや集約連携型まちづくりプラン（立地適正化計画）の変更について」に係る第14号議案を議題とします。幹事の説明を求めます。

都市計画課長（幹事） それでは、案件4「なごや集約連携型まちづくりプラン（立地適正化計画）の変更について」ご説明いたします。

本件に関連する議案は、第14号議案「なごや集約連携型まちづくりプランの変更」でございます。

なお、本件は、立地適正化計画を変更する場合には、都市再生特別措置法において、都市計画審議会の意見を聞くこととなっていることから、プラン変更について、審議会へ意見をお伺いするものでございます。

本件は、スクリーン及びタブレットに表示しますスライドにてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以後は着座にて、ご説明させていただきます。

初めに「1変更の主旨」でございます。

今回のプラン変更は、工場等の土地利用誘導または維持を図るため、なごや集約連携型まちづくりプランに基づく都市機能誘導区域及び居住誘導区域の変更及びそれに伴う一部記載の変更を行うものでございます。

令和5年3月に改定した現プランでは、工業地域の誘導区域からの除外について、「土地利用状況を踏まえた用途地域の見直しにあわせて変更する。」としてお

り、本変更は、案件 1 の土地利用計画の見直しの手続きの進捗にあわせて、誘導区域の変更を行うものでございます。

なお、変更にあたっては、令和 6 年 11 月 25 日から 12 月 24 日までの間、市民意見募集を実施しましたが、ご意見の提出はございませんでした。

次に、現行の「都市機能誘導区域及び居住誘導区域の区域設定の考え方」について、でございます。

現行の都市機能誘導区域では、「拠点市街地及び駅そば市街地の一部」を基本としながら、「土砂災害のおそれがある範囲」、「良好な居住環境を維持する範囲」として、第一種・第二種低層住居専用地域、「法令等により誘導区域から除外する範囲」として、市街化調整区域などを都市機能誘導区域に含めないものとしております。

また、居住誘導区域は、「拠点市街地、駅そば市街地、郊外市街地」を基本とし、「災害リスクがある範囲」、「緑の保全を図る範囲」、「法令等により誘導区域から除外する範囲」として、市街化調整区域などを含めないこととしております。

次に、「3 変更内容」について、でございます。

今回、大きく 2 点の変更を行います。

1 点目は、「工業地域を考慮した誘導区域の変更」でございます。こちらは令和 5 年 3 月に改定した現行のプランで明示した内容に基づき、実施するものでございます。

用途地域という工業地域は、主として工場等の土地利用誘導、または維持を図る地域であることを考慮しまして、誘導区域に含めないこととするものでございます。

当該地域においては、立地適正化計画に基づく届出制度を活用することにより、工業地域指定の意図の理解促進を図りたいと考えております。

2 点目は、「都市基盤整備等による用途地域等の見直しに伴う誘導区域の変更」でございます。

こちらは、土地利用計画の見直しのうち、道路等の都市基盤の整備や、地形地物の位置の変更などに応じた用途地域等の見直しに合わせて、誘導区域の境界を変更するものでございます。

続きまして、「変更案」でございます。

こちらは、先ほどの変更内容を踏まえた都市機能誘導区域の変更案をお示ししております。

水色で示す範囲が、変更内容 1 の「工業地域を考慮した誘導区域の変更箇所」となっています。

また、丸数字の①から⑦の番号で示す箇所が、変更内容 2 の「都市基盤整備等による用途地域等の見直しに伴う、誘導区域の変更箇所」をお示ししております。

この丸数字の方につきましては、区域が微細なため、概ねの位置のみをお示ししているものでございます。

詳細は、議案資料に添付しております、参考資料でご確認いただきたく存じます。

今回の変更により、都市機能誘導区域の面積は、約 15,000ha から約 14,120ha

となります。

次に、「居住誘導区域の変更案」でございます。

先ほどと同様に、水色で示す範囲が変更内容 1 によって変更となる箇所を示しておりまして、丸数字の⑧から⑮の番号が、変更内容 2 によって変更となる箇所をお示ししております。

今回の変更により、居住誘導区域の面積は約 26,800ha から約 25,120ha となります。

次にお示ししておりますのは、今回の変更に伴う「誘導区域設定にあたり考慮する要素」の変更案でございます。

1 点目の変更として、「低未利用の基盤未整備地区」の定義を変更しています。

こちらは、案件 1 でご説明させていただいた土地利用計画の変更に伴うものでございます。

現行の低未利用の基盤未整備地区につきましては、「用途地域において建蔽率 30%、容積率 50%に設定されている範囲をもとに設定」としてありますが、土地利用計画の見直しにおいて、「低未利用の基盤未整備地区」のうち、地区を定義している建蔽率及び容積率に変更されることに伴いまして、スライドに示すように定義を変更するものでございます。

2 点目として、工場等の土地利用誘導または維持を図る地域、具体的には「工業地域」を考慮する要素に追加いたしております。

「今後の予定」でございます。

今回の都市計画審議会からの答申の後、令和 7 年 3 月末に、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の見直しを含む「なごや集約連携型まちづくりプラン」の改定を行う予定でございます。

改定とあわせて、見直し後の誘導区域に基づく届出制度の運用を開始して参りたいと考えてございます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 ただいまご説明がありました、案件 4 に係る第 14 号議案について、ご意見、ご質問をいただこうと思います。

本議案については、事務局からの説明にもありましており、名古屋市からの諮問を受け、都市計画審議会として意見するものとなります。

それでは、案件 4 に係る第 14 号議案について、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言ください。

委員 今回の変更が、工業地域の取り扱い、それが前段の議案でもありましたけど、土地利用の変更とあわせて整理されて、工業地域のところでの誘導地区の扱いを整理されたという面で理解いたしますし、異議を持っているものではないですけど、一点、考え方をちょっと確認させていただきたいと思った点が、居住誘導という観点と用途地域の他に臨港地区というものが、港湾エリアにございます。

臨港地区での居住誘導について、何か今まで考え方を議論されたり、整理されたようなことがあったのかというものをお聞きしたいという点と、そういう視

点でもって、議論されていないようでしたら、一度内部で考え方の整理を少し検討されたらどうか、というふうに感じている次第です。

意見でございます。

議長 事務局からいかがでしょうか。

都市計画課長
(幹事) 今、臨港地区につきまして、居住誘導区域等の検討について、ということでご意見いただきました。

現状、臨港地区については、居住誘導区域が入っていないという状況になってございます。

今後については、今、いただいたご意見がございますので、今後、検討する際には、そういったご意見があったということは念頭に置きながら、検討を進めて参りたいというふうには考えてございます。

議長 他にはいかがでしょうか。

委員 細かい話なのですが、先ほど案件1で基盤整備に伴って用途を見直したのですが、それに伴って、例えば、低層が住居専用になったようなところがありますよね。

第一種低層が、第一種住居になっているようなところがあるのですが、そうすると、除かなければならないところが入ることになります、都市機能誘導区域に。前後関係としてどうなのですか。案件1の変更に伴った、この誘導区域の見直しというのは、反映されているのか、或いはそれはまた先送りなのか、そこだけです。

都市計画課長
(幹事) 今、用途地域等が変わったことに対する影響とどのように考えているかということをご質問いただきました。

今回、実はこの工業地域の考え方も含めまして、前回の令和4年度に立地適正化計画を変更した際に、どういう考え方で、今後誘導区域について、変えていくかという方針だけは、お示しさせていただいたのですが、その際に、すでに、この土地利用計画の見直しというものも、同時に進めていたというところがございます。

土地利用計画の見直しに先行して、この誘導区域の方を見直してしまいますと、今、まさに委員ご指摘があったように、誘導区域を見直しました、また土地利用計画を見直した、また誘導区域が変わってしまったと、そういうことが起きてしまいますので、誘導区域につきましても、今回の土地利用計画とセットにしまして誘導区域を見直すという形で、今、お示ししている誘導区域の考え方と誘導区域というものについては、今日ですね、土地利用計画の見直しの方でご説明していた内容を反映しまして、お示しさせていただいているというところでございます。

ですので、こちらの方を変更の内容を公表する時期というものも、土地利用計

画の見直しの告示の時期に合わせて、公表させていただくという形になるかと考えております。

委員 つまりは、今回、案件1が承認されましたが、それについては、この見直しには、まだ反映されないってことでよろしいですね。

都市計画課長
(幹 事) ちょっと説明が不足していたかもしれませんが、案件1で反映されたところについては、今回のこの立地適正化計画の見直しの方にも反映させているという状況でございます。

ですので、一種低層住居について、違う用途地域に変わっているところについては、誘導区域に入ったりとか、そういったところも反映されたものになってございます。

委員 そうすると、何となく手順として大丈夫なのかなと思うのですが。要は、正式に用途の見直しが決まってないのに、既にそれを前提としての提案をいただいているということなのですか。

都市計画課長
(幹 事) こちらの方につきましては、今回、土地利用計画の見直しの方で、仮に、こちらの方が、可決していただけなかったという形になった場合には、こちらの方の諮問の方が行えなかったという状況になっておりますので、先にこちらの方を可決いただいたということをもって、こちらの案の方を諮問させていただいたという形になってございます。

委員 それであれば、わかりました。そこを一言、説明いただくと、手順的には理解しやすかったかなと思います。

都市計画課長
(幹 事) 説明の方が不足しておりまして、今後、気をつけさせていただきます。

議長 では、委員。

委員 1点、お聞きします。

冒頭、市民意見の募集を実施しましたが、意見はなかったというお話でした。

さっきも聞いたフレーズだなというふうに思ったのですが、いつも通りの市民意見の募集をされたと思うのですが、この「意見がなかった」ということについて、どう思われているのですか。

都市計画課長
(幹 事) 今回、意見募集を行いまして、意見はなかったのですが、その期間中に、問い合わせの方は何件か受けたところございまして、内容の方をいろいろご説明させていただいて、「そういうことであれば大丈夫だよ」という形で、そういったご意見の中には、「何か変わるの」ということで「届出が必要になります」とか、そう

いったお話をさせていただきながら、「そういうことであればいいよ」っていう形で、意見にはならなかったということでございます。

それから、今回については、当然、意見募集にあたりまして、各種団体、そういったところにも直接出向いてご説明させていただいて、名古屋市のウェブサイトもそうですし、そういう団体におけるウェブサイト等でも掲載させていただいて、その結果としてご意見がなかったということで、「問い合わせがあった」ということもありましたので、それなりの周知が行われたのかなというふうには考えてございますけど、問い合わせの際には十分説明させていただいて、ご意見にはならなかったというふうに考えているところでございます。

委員 問い合わせがあったということは、意見募集をした内容では、ややわかりづらい部分もあって、確認をしたいという意思があったということだと思うのだけど、もちろん、それぞれの方の読解力だとか、その知識の量によって理解度が変わってくると思うのですが、そういうご質問があったというのは非常に大事なことで、皆さん方がこういう誤解を与えるのかなとか、こういうところの説明がちょっと不足していたなとか、こういう反省があった場合、それは何らかの形で、その意見ではないけれど、こういうお問い合わせが、Q&Aみたいな、こういうことはされるのですか。

都市計画課長
(幹 事) 今回、問い合わせがあった中では、エリアがどこ入っているかどうかとか、そういうところの問い合わせもございましたので、今後、次のステップとして公表していく段になりますので、その際には、よりわかりやすく見えるような形を検討して、最終公表したいというふうには考えているところでございます。

委 員 よくわかりました。

議 長 他にはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。
これまで質疑はございましたけれど、審議会として答申する意見はなかったかと思しますので、審議会としては、今回の議案に対して意見はない旨を答申することとしようと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議 長 審議会として答申する意見はありませんが、これまで委員よりご意見、ご発言のあった内容は、大変貴重なものですので、事務局としてもしっかりと受けとめていただくようお願いいたします。

本日の案件は、以上でございます。

熱心なご議論いただき、どうもありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。司会進行を事務局にお返しいたします。

都市計画課長 本日は、長時間にわたりまして、活発なご議論、貴重なご意見いただきまして、
(幹 事) ありがとうございます。

 貴重なご意見につきましては、今後の検討を進める中で、参考にさせていただ
きたいと考えてございます。

 これをもちまして、令和6年度第3回都市計画審議会を終了させていただきます
す。

 本日は、長きにわたり、ご議論ありがとうございました。

午前11時15分 閉会

7 表決事項

(1) 都市計画案件

第 4号議案	名古屋都市計画区域区分の変更について(付議)	全員可決
第 5号議案	名古屋都市計画用途地域の変更について(付議)	全員可決
第 6号議案	名古屋都市計画特別用途地区の変更について(付議)	全員可決
第 7号議案	名古屋都市計画高度地区の変更について(付議)	全員可決
第 8号議案	名古屋都市計画特定用途誘導地区の変更について(付議)	全員可決
第 9号議案	名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(付議)	全員可決
第10号議案	名古屋都市計画風致地区の変更について(付議)	全員可決
第11号議案	名古屋都市計画緑化地域の変更について(付議)	全員可決
第12号議案	名古屋都市計画地区計画の変更（平田地区計画）について(付議)	全員可決

(2) 諮問案件

第13号議案	名古屋市都市計画マスタープラン2030 地域別構想 金山編(案)について(諮問)	意見無し旨の旨答申
第14号議案	なごや集約連携型まちづくりプラン（立地適正化計画） の 変更について(諮問)	意見無し旨の旨答申